

# さいたま市立木崎小学校 PTA

## インターネット取扱規則

第 1 条 本規則は、インターネット運用について必要な事項を定める。

### 第 2 条（管理責任者）

1. 管理責任者は、PTA 会長とする。
2. 管理責任者は、本基準の趣旨に基づき、以下に掲げるような事項を行う。
3. 第 2 事務室に設置されているハードウェア・ソフトウェアの利用状況を把握するとともに、不正使用や盗難に対して必要な管理を行う。
4. パソコンやネットワークのセキュリティの状況を把握する。

### 第 3 条（管理補助者の設置）

1. 管理責任者は、小型電算機管理補助者（以下「管理補助者」）を置く。
2. 管理補助者は、副会長をもって充てる。
3. 管理補助者は、管理責任者の指示により、以下に掲げるような事項を行う。
4. 管理責任者に対して、必要な報告を行う。
5. 第 2 事務室に設置されているハードウェア・ソフトウェアの日常的な利用状況を把握するとともに、パソコン保管キャビネットの鍵の管理、故障状況、消耗品の使用状況を把握する。
6. パソコン・インターネット活用のための研修・研究を実施する。
7. 情報教育の実践事例、配慮事項等について、資料を収集する。

### 第 4 条（取扱責任者の設置）

1. 管理責任者は、小型電算機取扱責任者（以下「取扱責任者」）を置く。
2. 取扱責任者は、書記をもって充てる。
3. 取扱責任者は、管理責任者及び管理補助者の指示により、以下に掲げるような事項を行う。
4. 管理責任者・管理補助者に対して、必要な報告を行う。
5. 個人情報の漏えい、プライバシーの侵害、有害情報の送受信等の防止や知的所有権の保護等に努める。
6. 個人情報の保護に関する会員への適切な指導を行う。

### 第 5 条（個人情報の保護）

1. 個人情報の取り扱いについては、「さいたま市立木崎小学校 PTA 個人情報取扱規則」の通りとする。

2. インターネットを利用して会員、児童及び関係者の個人情報を扱う場合は、管理責任者が必要と認めた場合に限り、その範囲は必要最小限のものとする。また、不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。
3. 管理責任者、管理補助者は、保護者や地域住民に対して、運営だより、広報誌「きざき」を通して、個人情報の保護について説明する。

第 6 条 以下の事項を遵守する。

1. 発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権にかかわる表現に考慮しなければならない。
2. 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。
3. 公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与えるもの、または支障を与える恐れがある行為をしてはならない。
4. インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない。
5. 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。
6. 有害なコンピュータプログラム等を送受信してはならない。
7. 法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。

上記に定めるもののほかは、別途、管理責任者が定める。

附則

本規則は、令和 5 年 5 月 1 8 日より施行する。